

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

◇ 告 示 目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
保険医療機関等の指定
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保健法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保健医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良区の役員就任(三件)
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 保安林の指定の解除予定
- 開発行為に関する工事の完了
- 出納長の権限に属する事務の委任
- 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百七十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内 科 循環器科 消化器科	心臓機能障害	川 田 秀 一	米子市上福原一八四八一 川田内科医院
神経内科	肢体不自由	谷 口 玲 子	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
整形外科	肢体不自由	鱸 俊 朗	倉吉市宮川町一一九 医療法人共済会清水病院
整形外科	肢体不自由	川 上 俊 文	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
整形外科	肢体不自由	森 尾 泰 夫	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院

鳥取県告示第八百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
増田耳鼻咽喉科 医院	倉吉市宮川町二五六―四	昭和六十年八月十八日
松田医院	倉吉市新町三丁目一七八	昭和六十年八月十五日
上原産婦人科医 院	倉吉市塚町二丁目九六二―二	昭和六十年八月十六日
足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二 ―四	昭和六十年八月十八日
仲村医院	西伯郡岸本町大殿字北上―木 一〇八六	昭和六十年八月十五日
伊達医院桜谷分 院	鳥取市桜谷三六七	昭和六十年八月二十三日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	昭和六十年八月十五日
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二	昭和六十年九月一日

上村整形外科医 院	鳥取市戎町一〇六	〃
安田医院	鳥取市青葉町一丁目三七	〃
武信産婦人科医 院	鳥取市材木町一五二	〃
野口内科	米子市角盤町四丁目五	〃
芦立外科脳神経 外科医院	米子市西福原三七〇―四	〃
門脇内科医院	境港市明治町一七二	〃
医療法人元町病 院	境港市元町一八九四―一	〃
井田内科医院	境港市小篠津町八九八	〃
江頭歯科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	〃
島田産業有限会 社米子店	米子市東倉吉町六四	〃
岸岡薬局	米子市両三柳二五一―四	〃
ヤチグチ歯科医 院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九 五―三	昭和六十年八月十七日

鳥取県告示第八百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	昭和六十年七月一日
林医院	米子市東町一五四	〃
吹野小児科医院	米子市西福原七五一一二	〃

鳥取県告示第八百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	全国	昭和六十年七月一日
林医院	米子市東町一五四	〃	〃
吹野小児科医院	米子市西福原七五一一二	〃	〃

鳥取県告示第八百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本辰彦	鳥国医第三、二六〇号	昭和六十年七月四日
谷口晋一	〃 第三、二六一号	〃
渡辺雅史	〃 第三、二六二号	〃

正木直子	第三、二九五号	〃
田中孝幸	第三、三〇〇号	昭和六十年七月十三日
三枝孝志	鳥国葉第五八〇号	昭和六十年六月十九日
加藤圭二	第五八一号	昭和六十年七月一日
岡垣久美子	第五八二号	昭和六十年七月十三日
齋藤鉄郎	鳥国葉第四八五号	昭和六十年七月四日

鳥取県告示第八百七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二一五	昭和六十年八月二十六日

鳥取県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 中谷義晴 八頭郡佐治村大字高山六一

昭和六十年三月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 中谷庄治 八頭郡佐治村大字高山六一

昭和六十年三月五日就任 任期昭和六十二年六月二十六日まで

鳥取県告示第八百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 井下原 積

日野郡日南町萩原二二七

松尾 幸雄

新屋二二五十一

今田 卓見

多里三四九十三

田邊 末吉

六五一十四

池内 實

湯河八三

坪倉 清明

四三〇

浅野 茂

新屋四四〇

榎原 茂人

四六九

小田 一穂

一五八三

近藤 壽治

一四二六

戸田 幸壽

萩原七六

金谷 幸男

四三八

西村 友昭

六一七

西村 仁

七四七

荒木 芳元

一一〇〇

小谷 秀人

神戸上二四八六

小谷 巧

一三八

金田 浩

二四五七

福田 迪也

二二二九

小谷 曉

八八一十一

廣瀬 明正

一八九六

篠原 喜久

二二四

小谷 泰史

一〇四五十三

榎原 孝行

六九九一

内田 博長

二七八七一一

塩見 裕司

上石見五六

岸 郁男

下阿毘縁一五四六一

坪倉 勝幸

阿毘縁二五一八一

遠藤 一男

二一九八一

狭間 剛二

一一〇五一

大原 勲

一三七八

福田 忠之

下阿毘縁一一〇一

細田 眞一

五九七

加納 達徳

八五四一一

岸 延章

一六四三

高木 功

二一一三

福田 伊佐武

萩原一二三九一二

長谷川 照美

多里六八一

駒場 弘道

湯河七九三

濱田 勅滋

新屋一七六五十六

瀧田 亀寛

神戸上一九一七一

松本 末子

五六四一一

福田 定雄

上石見一〇三

今川 勇治

阿毘縁二一〇〇

荒金 文雄

一五九

丸山 和典

下阿毘縁九八八一

昭和六十年七月二十六日退任

監事

就任した役員の名及び住所

理事 井下原 積

日野郡日南町萩原二二七

松尾 幸雄

新屋二二五一一

今田 卓見

多里三四九一三

田邊 末吉

六五一一四

池内 實

湯河八三

坪倉 清明

四三〇

浅野 茂

新屋四四〇

榎原 茂人

四六九

小田 一穂

一五八三

近藤 敏正

一四三八

戸田 幸壽

萩原七六

西村 師敏

三五五一

西村 友昭

六一七

西村 敏志

六七六

荒木 芳元

一一〇〇

小谷 秀人

神戸上二四八六

小谷 巧

一三八

金田 浩

二四五七

福田 迪也

二二二九

小谷 曉

八八一十二

廣瀬 明正

一八九六

篠原 喜久

二二四

小谷 哲也

一〇二一

佐伯 勉

一〇三三

内田 博長

二七八七一

塩見 裕司

上石見五六

岸 郁男

下阿毘縁一五四六一

坪倉 勝幸

阿毘縁二五一八一

遠藤 一男

二一九八十一

狭間 剛二

一一〇五一

大原 勲

一三七八

福田 忠之

下阿毘縁一一〇一

細田 眞一

五九七

加納 達徳

八五四一一

岸 延章

一六四三

高木 功

二一一三

福田 伊佐武

萩原一二三九一二

長谷川 照美

多里六八一

駒場 弘道

湯河七九三

濱田 勅滋

新屋一七六五十六

榎原 孝行

神戸上六九九一一

小谷 眞市

二三〇一

福田 定雄

上石見一〇三

石飛 克郎

阿毘縁二一一二

荒金 文雄

一五九

丸山 和典

下阿毘縁九八八一

昭和六十年七月二十七日就任 任期四年

監事

鳥取県告示第八百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇一
"	澁谷信好	二〇八四
"	石賀堅治	福山二三四
"	石田正二	石塚二四七
"	安井一郎	上古川一三八一
"	蓑原稔	八〇
"	太田光紘	蔵内九七
"	楠本哲夫	小鴨三五一
"	森利明	五九〇一三
"	中野元位	中河原四〇四
"	山本辰夫	北野五一一一
"	浅田和之	生田四一六一七
"	増田高德	丸山町四七七一一
"	藤井信雄	西倉吉町一六〇一二
"	永田利治	福守町五六五一

昭和六十年八月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇一
"	栗原武雄	一六三七
"	石賀堅治	福山二三四
"	石田正二	石塚二四七
"	安井一郎	上古川一三八一
"	箕原影明	三四六
"	太田光紘	蔵内九七
"	楠本哲夫	小鴨三五一
"	森利明	五九〇一三
"	中野次男	中河原五七〇
"	山本辰夫	北野五一一一
"	浅田和之	生田四一六一七
"	増田高德	丸山町四七七一一
"	藤井信雄	西倉吉町一六〇一二
"	永田利治	福守町五六五一

昭和六十年八月九日就任 任期三年

鳥取県告示第八百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が就任した旨の届出

があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 登 米子市諏訪四五八

昭和六十年七月七日就任 任期昭和六十一年七月六日まで

鳥取県告示第八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字枋原字不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年五月三十日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字七反ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市布勢四三一

竹中吉治

鳥取県告示第八百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期 日	会 場
大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会	昭和六十年十月三日	倉吉福祉会館
	昭和六十年十月四日	鳥取市民会館
松竹大歌舞伎	昭和六十年十一月八日	米子市公会堂

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 石本富正

三 委任期間

昭和六十年九月二日から同年十一月十六日まで

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市伏野警察官駐在所の項中「鳥取市伏野警察官駐在所」を「鳥取市美萩野警察官駐在所」に、「鳥取市伏野」を「鳥取市三津」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥 取 県 公 報

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年9月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 受講対象者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付された日から起算して3年を経過している者
- 2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和60年9月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟別館1 階第12会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
昭和60年10月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、東坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

昭和60年10月30日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟3階第 16会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者
昭和60年11月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
- 5 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）